

幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等をご利用の方も無償化の対象となります。

ご確認ください！



利用料が無償化されます（国制度・上限有）

3～5歳児クラスは月額3万7,000円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

※認可保育所、認定こども園（長時間）、企業主導型保育事業を利用していない方が対象となります。

※幼稚園を利用しながら、預かり保育等を利用している場合は、施設の利用の仕方に応じて、最大月額1万1,300円までの利用料が無償化されます。

※複数のサービスを利用した場合は、合算額を基準とします。

※給付を受けるには、期限までに領収書等を添付し、区に請求する必要があります。

無償化の給付を受けるには事前申請が必要

国無償化の対象となるためには、事前に区役所から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※必ず、申請期間内に認定を受けてください。手続き方法は、別紙「認可外保育施設等の無償化にかかる認定手続きについて」をご参照ください。（サービス利用開始前に認定を受ける必要があります。）

※無償化の対象外となる0～2歳児クラスの課税世帯は、申請不要です。

「対象となる施設・事業」

区に届出があった認可外保育施設のみが対象となります。届出可能な施設は以下のとおりです。

○認証保育所、認可外保育所※、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等

○一時預かり事業（休日含）、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

ご利用の認可外保育施設等が無償化の対象となるかは、各施設等にお問い合わせください。

※認可外保育所は、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設が対象となります。

「保育の必要性の認定」

保護者全員が、

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合に認定されます。

認 証 保 育 所 等 保 育 料 助 成 の 拡 充

「認証保育所」および「指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設」に月極(120時間以上)で通われている方は、国無償化分に加え、認証保育所等保育料助成の申請が可能です。上限額等は裏面をご覧ください。

※3～5歳児クラスの方は、無償化の手続きに加え、別途申請が必要です。

※0～2歳児クラスの課税世帯の方は、国制度の無償化の対象となりませんが、本助成制度は対象となりますので、ご申請ください。「保育の必要性の認定」は必要ありません。



認可外保育施設等の無償化手続きの流れ



① 区の認定を受ける

- ・別紙「認可外保育施設等の無償化にかかる認定手続きについて」をご覧ください。申請書を提出してください。認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書が届きます。（認定を受けた方には請求方法等を別途ご案内いたします。）



② 利用した施設等に利用料を支払う

- ・認定を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。利用した施設等から発行される領収書は、給付金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。



③ 支払った利用料に対する給付を区に請求する

- ・請求は年4回（1月、4月、7月、10月）を予定しています。
- ・後日、請求時に指定した口座に給付金が振り込まれます。



利用施設ごとの無償化等による月額の上限額

利用の施設が無償化の対象となるかを、 必ず各施設にお問い合わせください			国無償化	認証保育所等 保育料助成 (区制度)	備考
①『認証保育所』、 『指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設』 に月120時間以上の月極利用 契約で通われている方	0～2 歳児	課税世帯	-	8.0万円(※1)	・「国無償化」と「認証保育所等保育料助成」は合算額を給付・助成可能です ・「保育の必要性の認定」を受けなくても、「認証保育所等保育料助成」部分は助成されます
		非課税世帯	4.2万円	3.8万円(※2)	
	3～5歳児		3.7万円	4.0万円(※2)	
②上記以外で『認可外保育施設』に通われている方（複数利用含む）	0～2 歳児	課税世帯	-	-	
		非課税世帯	4.2万円	-	
	3～5歳児		3.7万円	-	
③幼稚園、認定こども園（短時間）に通いながら、預かり保育等を利用している場合	0～2 歳児	課税世帯	-	-	・利用日数に応じて、月額の上限額が変わります（450円×利用日数） ・また、利用施設によっては、預かり保育以外の認可外保育施設も利用できる場合があります
		非課税世帯	-	-	
	3～5歳児		1.13万円	-	
④認可保育所、企業主導型保育施設に通いながら、認可外保育施設等を利用している場合	0～2 歳児	課税世帯	-	-	・認可保育園、企業主導型保育施設の利用料：国無償化の対象 ・認可外保育施設の利用料：無償化等の対象外
		非課税世帯	-	-	
	3～5歳児		-	-	

（※1）対象児童が認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料と、認証保育所と契約した基本時間の保育料（延長保育料、消費税等は除く）を比較し、その差額に応じて助成します。また、第1子無償化により、認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料は0円となります。

（※2）「国無償化」と「認証保育料等保育料助成」を同時に申請される場合は、他のサービス（一時保育、休日保育、ファミサポ等）を利用しても、他のサービス分は無償化の対象とはなりません。

【お問い合わせ】 児童保育課：03-5246-1234、1233、1309